

生活習慣病の早期発見のため特定健康診査を受けましょう



平成26年6月25日 第117号  
一 発 行 一  
五 所 川 原 市  
民 生 部 国 保 年 金 課  
〒037-8686  
五所川原市字岩木町12番地  
TEL35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は納期内に納めましょう

# 平成26年度国民健康保険税について

●7月は平成26年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

## 1 枚目

平成26年度 国民健康保険税納税通知書

平成26年7月1日

主宛名コード	記号番号	通知書番号
〒		
* 住民票上の世帯主の名前が記入されます。		
↓		
税 務 太 郎 様		

★26年度の国保税(4月~次年3月分)の年税額が9期に分けられ記入されます。

期 別	納 期	税 額 (単位:円)
普 通 徴 収	第1期	7月1日~7月31日
	第2期	8月1日~9月1日
	第3期	9月1日~9月30日
	第4期	10月1日~10月31日
	第5期	11月1日~12月1日
	第6期	12月1日~1月5日
	第7期	1月4日~2月2日
	第8期	2月1日~3月2日
	第9期	3月1日~3月31日
特 別 徴 収	仮徴収	平成26年 4月分 平成26年 6月分 平成26年 8月分
	本徴収	平成26年 10月分 平成26年 12月分 平成27年 2月分
	普通徴収額(計)	
	特別徴収額(計)	
	合 計	

\*65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯についてだけ記入されます。

## 2 枚目

国民健康保険税の算出内訳(単位:円)

被保険者別課税月数

		医療分	支援分	介護分	被保険者氏名	医療分・支援分	介護分	離職軽減分
軽減判定総所得	元となる額	世帯主とその世帯の国保加入者の前年分の合計所得						
	税率(%)	国保加入者の前年分の所得から基礎控除を差し引いた額						
所得割	A 税 額	7.27	2.21	2.02		国保加入月数	40歳~64歳の方の国保加入月数	非自発的失業者で軽減制度が該当になる月数
	税率(%)	固定資産税の額						
資産割	元となる額	37.76						
	B 税 額	12.25						
均等割	C 税 額	25,210×被保険者数						
平等割	D 税 額	7,400×被保険者数						
		9,400×40~64歳の被保険者数						
①=A+B+C+D								
※1 軽減額	E 均等割							
	F 平等割							
賦課限度額		510,000	160,000	140,000				
G 限度超過額		上記の賦課限度額を越える場合に記入されます。						
②=①-E-F-G(算出額)								
H 減免額								
I 月割増減額(端数を含む)		該当年度のうち国保資格の無い月及び端数切捨となる税額						
③賦課額(②-H±I)								
合 計								

※1... 平等割軽減が該当になる世帯(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者が1人になる世帯)については、軽減後の税額が記入されます。

※2... 軽減判定により7割・5割・2割のいずれかの軽減に該当した場合に記入されます。7割・5割・2割の判定基準については、平成26年5月25日付け「こくほ」、または納税通知書の裏面をご確認ください。

◎(介護分)については、40歳以上65歳未満の方のみ対象となります。

## 国民健康保険税の納付書について

コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつバラバラのままお送りしております。

納付の際には期別をよくお確かめください。

紛失には十分ご注意ください。

## 後期高齢者医療制度に移行される方について

平成26年度中に75歳となる方は、年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わります。

①誕生日の前の月までは国民健康保険ですので、その月までの月割り額の国民健康保険税が、9期に分れて賦課されます。そのまま国民健康保険資格が喪失となる世帯は喪失月までの納期に分かれて賦課されます。

②誕生日の月からは後期高齢者医療保険に移行しますので、その月からの月割り額の後期高齢者医療保険料が賦課されますが、二重賦課ではありません。

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国保加入者が1人になる方(単身世帯)については、5年間、平等割が軽減(半額)されます。

また、すでに軽減を受けている世帯も、5年間の軽減期間満了後、更に3年間、平等割が4分の1軽減されます。

※後期高齢者医療保険料の納付書は、誕生月の2ヶ月後に発送されます。

## まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。

## ●乳幼児医療費給付制度について●

五所川原市では、0歳から6歳児（小学校入学前まで）を対象に、乳幼児の保健および出生育児環境の向上を目的に、乳幼児を養育している保護者の方に対し乳幼児医療費の助成を行っております。

### 対象

0歳から6歳児（小学校入学前まで）を養育している保護者の方で、平成26年度（平成25年分）の所得が制限限度内の方。

※国民健康保険加入の0歳児の場合は、保護者の方の所得制限はありません。

### 給付の概要

	国民健康保険加入	社会保険等加入
乳児	入院・外来（現物給付）	入院・外来（償還払い）
1～3歳児	入院・外来（償還払い）	
4～6歳児	入院・外来（償還払い）……入院：1日500円の自己負担あり 外来：1月1,500円の自己負担あり	

※現物給付：医療機関で保険診療費の支払いがありません。

※償還払い：医療機関で保険診療費を一度支払い、後で還付の申請を行う。

（市内の医療機関は自動償還されるので申請の必要はありません。）

※「五国乳」の受給資格の方は県外の医療機関を受診された場合申請が必要です。

### 償還払いの申請方法

国民健康保険加入 1歳から6歳のお子様の場合	社会保険等加入 0歳から6歳のお子様の場合	
市内、市外の医療機関を受診された場合	市内の医療機関を受診された場合	市外の医療機関を受診された場合
申請は必要ありません	申請は必要ありません	申請が必要です

### 受給資格者証の更新について

乳幼児の誕生月の翌月（ただし、1日生まれの場合に限り誕生月）が受給資格者証の更新期間となります。更新が遅れると無効期間が発生し、給付を受けられなくなりますので、「更新のお知らせ」が届いてから更新月末日までに必ず更新手続きを行うようお願いします。

### 更新に必要なもの

- ・乳幼児医療費受給資格証
- ・お子さんの名前が記載された保険証
- ・保護者の通帳 ・印かん

### 所得制限限度額

所得制限の判定は、対象となる乳幼児の保護者のうち所得の高い方で確認します。

1月～6月の間に申請する場合は、前々年の所得および前々年の12月31日現在で生計を維持したものの有無及び人数、7月～12月は前年の所得および前年の12月31日現在で判定されます。

扶養親族等 又は乳幼児の数	所得限度額	収入の目安	所得から控除できるもの
0人	2,342,000円	約 3,603,000円	1. 一律 8万円
1人	2,722,000円	約 4,079,000円	2. 医療費控除・小規模企業共済掛金控除 雑損控除・配偶者特別控除 全額
2人	3,102,000円	約 4,555,000円	3. 障害者控除 1人につき27万円
3人	3,482,000円	約 5,027,000円	4. 特別障害者控除 1人につき40万円
4人	3,862,000円	約 5,503,000円	5. 寡婦(夫)控除 27万円
5人	4,242,000円	約 5,979,000円	6. 寡婦特別控除 35万円
6人以上	以下1人につき 38万円加算	「収入の目安」は、給与収入 のみの場合の額であり、あく まで目安です	7. 勤労学生控除 27万円
			所得限度額に加算できるもの
			1. 老人扶養親族 1人につき10万円
			2. 特定扶養親族等（16歳～22歳） 1人につき15万円

## ●出産育児一時金について●

### ① 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円（「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は39万円）が支給されます。

また、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

### ② 直接支払制度・受取代理制度について

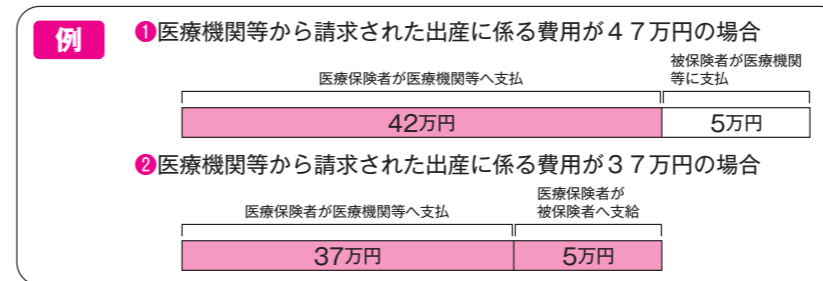
お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、出産費用に直接充てることができるようになり、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。（医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに出産育児一時金を支払います。）

なお、直接支払制度や受取代理制度を利用するには、事前に医療機関等と被保険者として書面を取り交わす必要があります。

※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まれない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です（その場合、現金で病院などにお支払いいただくことになります。）。

※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払うことになります。

また、42万円未満の場合は、その差額を医療保険者に請求することになります。



### ◆直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主名義の通帳
- ・死産、流産の場合は医師の証明書

### ◆直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主名義の通帳

### ◆受取代理制度を利用する場合に必要なもの（出産前の届出となります）

- ・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）
  - ・国民健康保険被保険者証（出産される方のもの）
  - ・母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類
  - ・印かん
  - ・世帯主名義の通帳
- ※受取代理制度を導入する届出をした医療機関で利用できる制度です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

## ●妊産婦の方に医療費が助成されます● 「妊産婦10割給付証明書」を交付します

**対象者** 国民健康保険に加入している妊産婦の方

**内容** 「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費（外来のみ。妊婦健診を除く）が無料となります。

**期間** 妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

**手続** 健康推進課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。

なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後となります。

### 例 妊娠の届出が平成26年7月20日、出産予定日が平成27年2月15日の方の場合

平成26年7月20日から平成27年3月31日までの間、医療費の助成（妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ)）を行います。（ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。）